

【諮問第1号】

窒素酸化物削減計画書一部非公開の件

62川公審第10号

昭和62年7月27日

川崎市長 伊藤三郎 殿

川崎市公文書公開審査会

会長 兼子 仁

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

昭和60年2月23日付け59川公気第236号をもって川崎市長から諮問のありました窒素酸化物削減計画書（昭和60年計画）一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 不服申立人請求公文書のうち、日本国有鉄道東京給電管理局川崎発電所(以下「国鉄発電所」という。)及び東京電力株式会社川崎火力発電所(以下「東電火力」という。)に関する表2 - 1のうち記載責任者氏名を除く部分、並びに表2 - 2のうち「窒素酸化物削減対策」及び「備考」を除く部分は、公開すべきである。
- (2) その他の部分を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が、昭和59年10月1日付けで「二酸化窒素(NO_2)の中間目標値(0.04ppm)達成のために、東京電力、日本鋼管等々の大発生源工場の NO_2 削減計画書」について、公文書閲覧等の請求を行ったが、当該請求に対して川崎市長(以下「市長」という。)が、当該情報は、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第7条第1項第1号及び第2号に該当するとして、昭和59年12月17日付けで行った一部非公開処分の取消しを求めるというものである。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第1項第1号は、個人生活事項に関する情報について非公開とする旨で設けられたものであるが、窒素酸化物削減計画書(以下「本件計画書」という。)中の記載責任者名は、会社の業務の一環として作成し市に届け出たものであり、これを個人生活事項に該当するとして、非公開としたことは、条例の適用を誤ったものである。
- (2) 昭和59年12月17日付けの公文書閲覧等請求承諾通知書中における非公開理由には、「事業活動上の利益を害するおそれがあるためと考えられるため」と述べられているが、条例第7条第1項第2号は、「活動利益を害することが明らかであるもの」と規定されており、「おそれのある」という段階で同号に該当すると判断したことは、条例の適用を誤っているものである。
- (3) 一部公開された資料には、表2 - 2も存在するとのことであるが、これについては全部非公開となっており、その非公開の理由が「施設別状況については、非公開が妥当であると判断したことから」と簡単に述べられているだけで具体的理由に欠けている。またこの表2 - 2については、いかなる項目から構成されているのかわからない。
- (4) 実施機関は、非公開理由説明書で、「稼働時間」からは製品別生産量が、「燃料使用量」からは、製造効率、省エネルギー関係等生産工程云々と記載しているが、省エネルギーひとつとっても専門家に言わせれば、この程度の項目では省エネルギーの程度が判るはずがないと言っている。もっと具体的な非公開理由を示すべきである。

- (5) 実施機関は、熱量原単位を非公開理由の一つにあげているが、これは本件計画書にない項目であり、しかも熱量原単位は、製品の生産量が判らないと算出できない。
- (6) 川崎における大気汚染による被害は、いまなお極めて深刻な状況であり、特に川崎区の気管支喘息に係る人口比率当たりの患者数は、全国一とさえ言われているほどである。その原因物質の一つである窒素酸化物の排出量を減らしていくことは、公害病患者はもとより川崎市民の生命にかかわる問題である。したがって、仮に本件計画書が同号本文に該当するとしても、同号ただし書のいずれかに該当すれば公開しなくてはならない。
- (7) 同号ただし書について、実施機関が提出した補充説明書に「特定の事業者の事業活動のみによって」被害が生ずることを要件とするとの見解は、因果関係を否定しており、これは、健康被害防止のために本件計画書を企業から提出させたということとも矛盾している。我々は、健康被害と窒素酸化物との間に明確な因果関係が存在すると考えている。
- (8) 中間目標値(0.04ppm)を昭和60年に達成することは、環境目標値(0.02ppm)を早期に達成させるための第一歩である。企業による窒素酸化物の排出量が川崎の大気汚染の元凶であることは明らかであり、その削減計画の全容を市民の前に公表してほしい。
- (9) 市は、本件計画書に関連して企業ヒアリングを行っており、実施機関が提出した補充説明書をみると、「表2-1に記載されている稼働時間、燃料使用量、使用熱量等の各項目及びその関連から、製品別生産量、製造技術、製造効率、省エネルギーの程度等が、さらには、熱量原単位、製造原価、販売政策等が推定又は明らかになり、」とあるが、これらは単に企業のヒアリング結果を援用し、事業活動上の利益を害すると認めた根拠としているだけであり、市独自で判断したとは考えられない。また当該ヒアリング結果を公開すべきである。
- (10) 川崎市は、従来から住民との交渉の過程で施設別の排出量等について資料提供をしてきている。これら過去に提供されていたと同様な情報が記載されている資料さえも公開しないということは、「知る権利は、最大限に尊重され」、かつ、「市に関する情報は、公開することを原則とする」と規定されている条例の精神、趣旨にはずれている。

4 実施機関の主張及び応答要旨

実施機関の主張及び応答の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書について

川崎市では本件請求内容を基に公文書の特定を行った結果、昭和57年11月17日付け川公気第150号「窒素酸化物に係る削減計画について」が該当するものと判断し、さらに請求書に「大発生源工場」「二酸化窒素(NO_2)の中間目標値(0.04ppm)達成のために」と記載されていることから、請求者とも協議の上、当該公文書のうち、上位15工場に関し昭和60年の将来計画について記載されている表2が請求の対

象となる公文書であると判断した。

当該請求対象公文書は、川崎市公害防止条例（昭和47年川崎市条例第12号。以下「公害防止条例」という。）第20条第1項の規定に基づく窒素酸化物に係る地区別許容排出総量の確保の見通しを得るため及び川崎市公害防止条例施行規則（昭和47年川崎市規則第146号）別表第2に規定する窒素酸化物（二酸化窒素として）に係る昭和60年1月1日の改正規則値適用時において、規制対象工場における規制値の確保の状況を把握するために、当該規制対象工場（年間使用熱量 2×10^{10} キロカロリー以上の工場等（表2 関係）又は焼却能力日量50トン以上の施設を有する工場等）であろうと予想される市内59工場等に対して、昭和60年次の本件計画書の策定を依頼し提出を受けたものである。

上記の表2は、表2 - 1及び表2 - 2から構成されており、記載されている情報は、おおむね次のとおりである。

ア 表2 - 1

ばい煙発生施設に係る施設別名称、当該施設に係る燃料の種類、稼動時間、燃料使用量、使用熱量、窒素酸化物排出量などに関する情報

イ 表2 - 2

ばい煙発生施設に係る施設別名称、当該施設に係る排出ガス量、窒素酸化物削減対策などに関する情報

これら本件計画書に記載されている情報は、直接企業によって作成されたもので、第三者情報そのものであることから、諾否決定の判断を行うための参考として、川崎市公文書の閲覧等の請求に対する諾否の決定に係る意見聴取等に関する要綱及び同実施要領に基づき、12社15工場から個別に昭和59年10月12日から同月24日までの間、意見聴取等（いわゆるヒアリング）を行ったものである。

(2) 一部非公開とした理由について

ア 本件計画書中に記載されている「記載責任者名」については、当該計画書作成に当たって地位等特に指定しているものではなく、従来からの例にならって記載内容の照会等の事務連絡者として記載を求めているところから、各工場における環境関係部署の職員の氏名が、それぞれの実情に応じて記載されている。

この「記載責任者名」欄には、当該表を作成した個人の氏名（企業によっては、所属課及び役職）が記載されており、同時に「会社名」欄に記載されている情報を併せることにより、だれがどこの会社のどこの工場に勤務しており、かつ、その個人の役職及び職務内容まで明らかになることから、条例第7条第1項第1号に規定する個人情報事項について特定の個人が識別され、又はされ得る情報に該当するものと判断したものである。さらに「記載責任者名」は、法人内部の人事情報にも該当し、条例第7条第1項第2号に規定する法人情報にも該当することが考えられる。

イ 表に記載されている情報は、法人情報に該当することから、条例第7条第1項第2号に該当するかどうか各項目について詳細な検討を行ったが、これらの情報

は、以下により、事業活動上の利益を害することが明らかであると判断した。

(ア) 「施設名」について

a)表中における施設名は、製造工程の順番に準じて記載していることから、製造工程及び製造方法が判明する。 b)全施設が記載されていることから、どの施設をいくつ使ってどのような製品をどれだけ生産しているかが判明する。 c)施設名称すら公開できないもの、さらには施設の存在すら知られてくれないものもある。 d)施設名としては、一号発電ボイラーとか二号焼却炉というように一般的名称で記載されているものもあるが、企業によっては独自の施設名、記号等を記載しているものもあり、それらから生産規模、生産品目等が判明する。

(イ) 「燃料の種類」について

どの施設及びどこの製造工程にどんな燃料を使用しているかによって操炉条件、効率、省エネルギーが判明する。

(ウ) 「発熱量(高位)」について

燃料として副生ガスを使用しているものが多く、副生ガスの発熱量から、副生ガスの種類、組成が判明し、さらには製品に係る収率(効率)が推定される。副生ガスは、原料の処理(反応、分解、精製等)に伴い、製品製造の各過程において製品とは別に発生するガスであって、熱量を有することから、企業はそれらを回収し、燃料として使用しているものである。

(エ) 「稼働時間」について

a)ある施設をフル稼働させていることが判ることにより、当該企業における特定製品の生産能力の限界が推定され、不利益な情報を他社に提供することとなる。 b)各施設の稼働時間を公開した場合、定期修理の時期や期間等が推定され、不利益な情報を他社に提供することとなる。 c)施設ごとの稼働時間が判明することにより、当該企業がどんな製品に主力をそそいでいるか判明し、企業の方針が推定される。 d)休止中の施設が判明し、生産計画や生産調整が推定される。

(オ) 「使用熱量」について

施設ごとの使用熱量から、製品ごとの熱量原単位が判明し、効率、省エネルギー、製品コストが推定される。特に熱量原単位を低減することは、企業間の競争となっており、企業は、そのために燃料の種類や製造工程の効率化省エネルギー対策を行っている。この熱量原単位に関するデータについては、各企業とも数多く所有していると考えられること、生産量については通商産業省等の統計などで公表されていること及び当該請求に係る工場では一つの施設(プラント)で一つの製品を製造していることが多いから、各施設ごとの使用熱量と各企業の所有する情報とを併せ、それを統計的に処理することにより、熱量原単位の算出が可能となる。

(カ) 「通常排出ガス量」、「残存酸素」について

現状の窒素酸化物削減対策は、製造工程に係る重要な技術的要素の一つとなっており、各企業独自の操炉バランス等が考慮され、施設別に削減方法を検討し、技術的に実施可能な対策を導入しているものであり、各企業独自の技術ノウハウが含まれている。このことから、燃料使用量、熱量原単位と同様排出ガス量、残存酸素等も企業の技術ノウハウであり、これらを公開することにより、燃焼条件が判明し、操業に関する技術レベルが推定される。

(キ) 「排出ガス量」について

表2-1に記載されている排出ガス量は、通常稼動の場合の排出ガス量であり、表2-2に記載されている排出ガス量は、定格能力で稼動の場合の排出ガス量である。したがって表2-1の排出ガス量と表2-2の排出ガス量を対比することにより、施設の稼動状況が判明する。

(ク) 「窒素酸化物削減対策」について

現在、施設別窒素酸化物削減対策が、工場の生産計画において重要な位置を占めており、これら窒素酸化物削減対策の手法、実施状況が生産量に大きく影響しており、施設別対策を公開することは、企業の生産量を推定させる一要素と考えられ、公開できないものである。

(ケ) 各項目間における関連について

表中の各項目間においては、次のような関連があり、上記以外の項目を公開することにより、非公開と判断した稼動時間、使用熱量等が判明することとなり、公開できないものである。

- ・稼動時間 = $\text{NO}_x \text{ 排出量 (kg/年)} \div \text{NO}_x \text{ 排出量 (Nm}^3/\text{h)} \times 22.4 \div 46$
- ・使用熱量(年間) = $\text{NO}_x \text{ 排出量 (kg/年)} \times 1,000 \div \text{NO}_x \text{ 排出量 (g/1,000 Kcal)} \times 1,000$
- ・使用熱量(年間) = 燃量使用量(年間) × 比重 × 発熱量
- ・通常排出ガス量 (Nm³/h) = 燃料使用量(年間) ÷ 稼動時間 × 単位理論排出ガス量(燃種別)
- ・NO_x排出量 (Nm³/h) = 排出ガス量 (Nm³/h) × NO_x濃度 (ppm) × 10⁻⁶

ウ 石油化学工業、鉄鋼業等においては、各企業とも各施設の改良を行い、大容量設備を用いた効率操業による大量生産に努め、激しい価格競争を展開している。このため、各施設名とその順番、各施設の型式、施設別燃料使用量、燃料の種類、稼動時間等が明らかとなれば、工場全体の製品別生産量、当該工場の主力生産品目はもちろんのこと、当該工場における独自の施設、特殊な技術の有無、施設の改良度等から、各製品の製造工程、製造方法、加工レベル及び技術レベルが判明し、さらに競争企業の所有している既知の情報と併せることにより、製造コストや企業の販売方針が推定され、事業活動上の不利益を与えることは明らかである。

エ 表中の情報の中には、パンフレット、業界紙、社史、経済新聞等により一般に公開されているものもあるが、これらは主要製造施設の製造能力及び主要製品

の生産実績が主である。本件計画書に記載されている情報は、主要製造施設のみならず附属施設に関する運転データが主要部分を占めており、これらが公表された事実はないものと考えている。

オ 本件計画書は、どの施設がどんな燃料を使用して、何時間稼動した場合にどの位の排出ガスを排出し、当該排出ガス量の中にどれだけの量の窒素酸化物が含まれているかという一連の情報群としてこそ意味を有するものであり、単にA施設名、B施設名や当該施設の定格能力、設置年月日等がパンフレット等によって公表されているからといって、その部分のみを公開したとしても、いわゆる虫食い状態での部分公開でしかなく、また条例第7条第2項に規定する部分公開の趣旨を満足するものとは到底考えられないことから、これら公表されている情報についても非公開が妥当であると考えられる。

カ 条例施行前において、市が各種資料を第三者に提供した事実はあるが、当該提供資料は、それぞれの時点でそれぞれの価値判断の下における具体的な対応の一環として行ってきたものである。

(3) 条例第7条第1項第2号ただし書について

条例第7条第1項第2号ただし書アは、法人の事業活動であっても、当該事業活動が人の生命、身体又は健康に被害を及ぼしているか、また及ぼすことが確実に予測される場合において、当該被害を防止するために、憲法上保障されている法人の事業活動の自由を侵すものであっても公開するという趣旨で、公益上の観点から設けられた例外規定である。したがって、この規定に該当し、公開するという場合には、被害が発生し、又将来発生することが客観的に明らかであること、当該事業活動と当該被害との因果関係が客観的に明らかであることに加え、情報を公開することが当該被害の防止に寄与することが明らかであるという合理的かつ明確な理由が必要と考える。

本件計画書は、公害行政の円滑な推進を図る一助として法令の根拠なしに任意に提出を受けたものであり、それを公開することにより今後の企業の協力を得られない事態が生ずる懸念があり、かつ、当該記載内容から判断して市が許容する規制値を満足し得るものであること。また窒素酸化物に係る発生源が多種多様であること、特に移動発生源による環境大気に対する寄与率が大きいこと、川崎市以外の地域からの移入汚染も大きいこと、さらに因果関係についても現在いわゆる川崎公害訴訟で大きな争点となっていること等から、総合的に勘案した結果、本件計画書は、ただし書アに該当しないものと判断する。

それに対し、公害防止条例の規制基準に対する各企業の適応の状況が把握可能な「合計値」については、公害防止行政上公開することが必要かつ妥当であると判断したものである。

5 審査会の判断

(1) 条例第7条第1項第2号本文(法人情報の非公開)の本件に対する適用について

ア 本件計画書における記載情報の性質

条例第7条第1項第2号本文によると、法人等に関する情報であって公開により「当該法人等の活動利益を害することが明らかであるもの」は、ただし書に定める場合を除き「非公開とすることができる」。そこで、本件申立人が公開を求めている本件計画書が所定の非公開文書に当たるかどうかを判断しようとする場合、まず記載情報の性質の如何が問題になる。

本件計画書の「表2-1」には、各会社・工場等について、各施設ごとに、「施設名」「燃料の種類」「比重」「発熱量(高位)」「稼動時間(年間)」「燃料使用量(年間)」「使用熱量(年間)」「窒素酸化物排出量()()」の各数値、及びそれらの「合計値」が記されている。また同じく「表2-2」には、施設別能力の数値と各施設ごとに窒素酸化物削減対策の簡単な技術的表現とが記されている。

「表2-1」において、「施設名」は、その数・各名称・配置順などが製造工程・製造方法ないし生産品目にかかわる情報を成し、「燃料の種類」は、副生ガスを含めて各施設の操炉条件の情報を意味し、「比重」「発熱量」「燃料使用量」を乗じ合わせた「使用熱量」は、製品ごとの“熱量原単位”の原資料を成し、各施設の「稼動時間」は、製品別製造量等にかかわり、また、「窒素酸化物排出量」欄における排出ガス量・残存酸素濃度などは、「表2-2」の記載とともに、使用熱量・稼動時間の原資料及び燃焼条件・操業技術等にかかわる情報を成している、と認められる。

かくして、本件における製造工業の諸企業に関しては、本件計画書の上記記載内容は、各企業がそれぞれ開発した特殊専門技能に関する情報の性質を有するものと認められる。

これに対して、単なる発熱燃焼施設である一般的な「ボイラー」に関する上記項目の数値は、当該企業の特殊専門技能に関する情報として非公開とする理由に乏しいことが、社会常識的に認められる。そこで、もっぱらボイラー施設に関する国鉄発電所及び東電火力に関する本件計画書における記載は、条例上公開すべき情報に当たると目するのが妥当と考えられる。

ただし、両者についても、「表2-2」中の窒素酸化物削減対策の表現記載は、企業の特殊専門技能にかかわる情報として公開になじまない性質のものと目される。

イ 本件計画書の一般公開により各企業の「活動利益を害することが明らかである」か否かの可能性について

本件に関し、条例に基づく情報公開により企業の「活動利益を害することが明らかである」場合とは、各企業がそれぞれ開発した特殊専門技能に関する情報を公開されるなどして、その事業競争上で相当の不利益をうけることが通常予測されることを指すと考えられる。

そこで本件についてその点を判断するのに、本件計画書における各項目の施設別数値は、これら相互間に全体として深い関連性を有しており、データの関連処

理をすることにより、当該企業に競争上の相当な不利益をもたらすような推定が成り立ちうるという点が注目される。すなわち、各施設の稼働時間・燃料使用量・使用熱量や排出ガス量・残存酸素濃度などの関連処理によって、関係企業の競争条件を成している“熱量原単位”をはじめ、熱効率・省エネルギーの水準、燃料費・製造原価など、さらに販売方針までもが、推定され得ることが認められる。

たしかに、それらの推定は大いに専門性を有する情報判断であるといえる。ところが、条例に基づく情報の一般公開がひとたび決定されたならば、一般の住民に限らず、当該情報を競争企業が入手し、これを既知のデータとも関連させて専門的に処理することが可能になることを考慮に入れなければならない。

このことを加味して判定するとき、本件計画書における施設別稼働予定状況の情報を公開することは、条例第7条第1項第2号本文にいう上記企業の「活動利益を害することが明らかである」場合に当たると考えられる。

ウ 過去における類似情報の提供との関係

申立人は、本件で非公開とされたものと類似の情報が、条例施行前に市当局によって公開されていると主張している。それは、市行政の一環として提供先の利害関係を考慮して特になされた「情報提供」であったと認められ、本件におけるごとく何人も入手できる情報の一般公開とは異なると考えられる。また内容的にも、本件計画書におけるような各工場の施設別稼働予定状況の情報が比較可能な一覧表として示されたものでなかったとみられる。

(2) 条例第7条第1項第2号ただし書ア、ウ（特定法人情報の社会公共的公開）の本件に対する適用について

ア 地域社会情勢に照らしての公開の一般的必要性について

条例第7条第1項第2号ただし書によれば、特定法人の「活動利益を害することが明らかである」情報であっても、次のような場合には公開が要請される。

「ア 人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要と認められる情報」「ウ（それら）に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」

川崎市の情報公開条例に基づく情報公開は、何人にもひとしく公開される一般的な措置であり、特に各請求者による具体的な情報利用目的の如何は問わない建て前になっている。各請求者の当該情報に関する具体的な利害関係に即して情報を開示する仕組みは、本来「行政手続」法制ないし各部局の行政に伴う「情報提供」サービスにおけるそれである。

そこで上記の条例第7条第1項第2号ただし書ア、ウの適用に当たっても、特定企業活動の内部情報を公益的見地から公開すべきかどうかについて、今日における地域社会一般の情勢に照らして社会全般的に判断することが、公開条例の正しい解釈適用であるといわざるをえない。

周知のとおり、公害対策基本法に基づいて国が定める二酸化窒素に関する環境基準は、昭和48年に「1時間値の1日平均値0.02ppm以下であること」とされて

いたのが、昭和53年に「1時間値の1日平均値0.04ppmから0.06ppmの間、又はそれ以下であること」と引き下げられた。それに対し、かねて独自の取組をしてきた川崎市では、昭和57年以降昭和60年次達成をめざす中間目標値を0.04ppm以下とし、工場単位の総量規制による窒素酸化物削減計画を予定し、企業等の指導に当たってきた。そして川崎市において、公害健康被害補償法に基づく指定地域が多く存し、指定疾病認定を受けている呼吸器病患者が多数居住していることは、公知の事実である。したがって、本件の公開問題が、大気汚染による人身被害の防止に深くかかわっていることはたしかである。

しかしながら同時に、企業活動利益を害する情報公開を是とするか否かは、諸要素の考量を要する総合判断の問題である。

まず、本件非公開情報の公開必要性に関し、申立人側から、呼吸器病被害の実情、被害者の立場をはじめ種々の具体的所見が真摯に唱えられている。ところが上記のとおり、一般情報公開の必要性の判断にあっては、公開請求者の具体的な情報利用目的の如何は問わない建て前であるから、申立人らが本件情報を公害裁判への取組など、その活動においていかに活用しようかという事情は、間接的な参考事項にとどまるのである。本市域にかかわるいわゆる“川崎公害裁判”は地域社会一般の情勢にかかわっていると見られるが、関係企業の排出行為と公害被害との因果関係の如何は当該裁判の争点ではあっても、本件の審査事項そのものではなく、本件審査に求められているのは、排出情報の公開が人身公害防止のためにぜひ必要であるかどうかの総合判断である。

イ 公害防止行政上における本件企業情報公開の評価

特定地域の環境中における公害原因物質の許容限度を定めた「環境基準」を達成しようとするためには、工場単位の総量規制が当面きわめて実効的であろう。そこで窒素酸化物削減計画における「合計値」は、各企業の公害防止努力を明示するものとして、公開の社会的必要がきわめて大であると認められる。それに対し工場内施設別の対応は、現行法制上自由な企業努力に期待されている。

そこで、川崎市の公害防止行政との関連においても、本件計画書中の「合計値」を公開することは、その社会的必要がきわめて大であると認められる。それに対し、工場内施設別の情報公開については、特に本件においては以下のような考慮が重要と考えられる。

現行法制の下で川崎市の公害局（現環境保全局公害部）では、関係企業の協力を得て昭和53年から、各企業の発生源 NO_x テレメータシステムを採用してきている。すなわち各企業は、 NO_x 連続測定機、燃料流量計等を設置し、その連続測定結果を常時電話回線より市公害監視センターに通報するというシステムで、それにより川崎市は、窒素酸化物排出量のコンピュータ集計を行うとともに発生源・各施設別の排出量等を的確に把握し、公害防止の指導行政をなし得ていると認められる。本件の公開請求に係る各施設別排出データの公開は、たしかに、企業の各工場内における公害防止努力を住民公開により促進していくという見地

から重視されるであろう。現に本審査会においても、そうした見地から、各施設別の窒素酸化物排出量の数値までの公開を求める意見が出され、審議がなされた。その結果、審査会の全体としては次の判断にいたった。

現行法制下の川崎市においては当面、企業の協力で可能となっている上記のテレメータシステムを確保し、それによる発生源排出データの把握と工場単位の総量規制の推進とを期していくのが、窒素酸化物公害の防止のために社会的に肝要であり、各施設別データの一般公開は公害防止にとってぜひ必要とはいえないと判断される。

もっとも、本審査会は、現行の二酸化窒素「環境基準」すら全国的に達成年限の予定が立っていない現状を深く憂慮しており、今後とも川崎市の公害防止行政が有力に進められていくとともに、関係企業や自動車排ガスの関係者などが大気汚染公害防止の努力をますます強めていくことを、要請するものである。特に関係企業は、現代企業の社会的責任にかんがみ、排出情報の公開による公害防止努力の明示ということに今後積極的な取組をするように期待したい。

なお、不服申立人が公開を求める本件の上記計画書は、昭和57年12月に関係企業が川崎市の依頼に基づき任意に作成し提出したもので、当時はいまだ条例（昭和59年3月30日公布、同年10月1日施行）の制定・施行前であり、市当局も関係企業も当該計画書が情報公開制度の対象となることを予定しえなかったと認められる（条例施行前に作成・取得した公文書の多くは公開条例の対象外であるが、本件計画書は、条例附則第2項第2号イにいう「人の生命、身体又は健康に影響を及ぼす情報、……及び環境の保全に係る情報……が記録されているもの」として、特に条例対象に加えられたのである。）。そこで、公開条例施行前に市が任意提供により取得した本件計画書の公開に当たっては、情報提供企業との間における行政上の協力関係について配慮を要するという問題があり、この点も総合判断における一点を成していると考えられる。

もっともこれは、本件に関する条例適用上の考慮であって、今後の情報公開条例の下における法人情報の任意提供については、現代企業の社会的責任にかんがみ、市の公開行政に対し積極的な協力のなされることが強く期待されるのである。

(3) 条例第7条第1項第2号をめぐる本件計画書の非公開範囲について

以上に判断したとおり、本件計画書の「表2-1」における施設別の記載は、上記の国鉄発電所及び東電火力に関するボイラー施設情報を除き、非公開が妥当と考えられる。また「表2-2」には、元来「合計値」がなく、そこにおける施設別の数値及び窒素酸化物削減対策の記載も、各施設名とともにでなければ公開に由ない。

それに対し、上記2発電所を除く他社の工場等における一般的ボイラー施設に関する記載情報は、その性質上からすれば非公開とする理由に乏しい。しかし、他工場におけるボイラーは施設の一部にすぎず、一覧表を成す一体的情報におけるその部分のみが有意味な部分公開（条例第7条第2項に基づく）になじむとはいいがた

い。それについては、本件請求者が望む場合に市当局において適宜に「情報提供」に努めることが望ましいといえよう。

(4) 条例第7条第1項第1号（個人情報の非公開）の本件に対する適用について

本件計画書における「記載責任者名」の欄を非公開とした理由について、実施機関は、第1に、それが個人の氏名及び勤務先会社名、場合により所属課・役職に関する情報で、条例第7条第1項第1号に基づき非公開にすべき「個人情報」に当たる、さらに第2に法人内部の人事情報であって、条例第7条第1項第2号に定める「法人情報」にも当たる、と主張している。

条例第7条第1項第1号の個人情報とは、「個人生活事項について」特定個人が識別され得る情報であって、個人の氏名・勤務先会社名・所属課・役職の記載は、常に「個人生活事項」に関する情報とはいえず、当該文書の他の記載内容と併せ判断する必要があると解される。

本件計画書は、もっぱら企業の事業活動に関する情報文書であって、記載責任者名の表示も実質上「法人情報」に当たるものと目される。そして非公開法人情報を多く記載した責任者名はそのゆえに公開できない法人人事情報であり得ると解される。その場合に、個人情報の性質はむしろ副次的に判断に加味されるものと考えてよい。

かくして本件において、「記載責任者名」の欄の非公開は、非公開を妥当とする請求文書について、条例の適用上は、実施機関が上記第2の理由中において挙げる条例第7条第1項第2号に基づくものとして適法であると認められる。

なお、国鉄発電所及び東電火力に関する本件文書の記載責任者氏名については、上記と同日には論じえないのであるが、副次的に認められる個人情報の性質にかんがみ、一体的な本件審査において不平等な取扱いを避けるため、やはり非公開とすることが妥当と考えられる。